

おしらせ 掲示板

糠平湖畔休憩施設の利用者を募集します

レクリエーションの普及、観光振興のために設置されました糠平湖畔休憩施設を貸し出しいたします。

◆申込方法 4月28日(木)までに商工観光課観光担当までお問い合わせください。

◆募集要件
①対象者は町内の法人、団体及び個人とする。
②施設は現状で貸し出しとする。(ご覧になりたい方は担当までお問い合わせ下さい)
③税、使用料等の滞納がないこと。
※その他、使用条件などに関する詳しいお問い合わせは、商工観光課観光担当(内線242)中田まで

巡回児童相談のお知らせ

帯広児童相談所による平成23年度の巡回児童相談が次のとおり開催されます。

◆実施日
第1回目 6月30日(木)
第2回目 9月29日(木)
第3回目 12月15日(木)

◆会場 ふれあいプラザ

◆相談内容
お子さんの心理発達や障がい、育児などについて、帯広児童相談所の専門職員がご相談をお受けします。また、必要に応じてお子さんの心理判定等の検査を行います。

◆対象者
18歳未満のお子さんと保護者

- ★上士幌町役場 ☎2-2111
- ★教育委員会 ☎2-3014
- ★ふれあいプラザ
 - ◇健康増進担当 2-4128
 - ◇介護支援担当 2-5555
 - ◇浴場部門 2-4126
- ★十勝総合振興局(土木現業所・保健所含) ☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。また、役場、教育委員会、ふれあいプラザ、および十勝総合振興局の電話番号は、上記に掲載しましたので、こちらを参考にしてください。

心身障がい者の巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所(札幌市所在)による平成23年度の巡回相談が、次のとおり開催されます。

◆実施日
第1回目 5月10日(火)・12日(木)
第2回目 8月2日(火)・4日(木)
第3回目 11月8日(火)・10日(木)
第4回目 2月14日(火)・16日(木)

◆会場 帯広市グリーンプラザ
帯広市公園東町3丁目9番地1
☎27-23325

◆相談内容

- ①身体障がい者に関する相談・判定
- ②知的障がい者に関する相談・判定
- ③その他心身障がい者の更生支援に必要な相談

◆対象者 18歳以上

◆利用申込み 相談は予約制ですので、利用を希望される方は、実施日の1ヶ月前までにお申込みください。
※お申込みや詳しいお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線143)浅井・遠藤まで

まちづくり活動支援事業 のご案内

町では、意欲ある住民がまちづくりのために、自ら有する知識や経験、能力を活かし、自ら企画実施する公益的な活動に対して、事業費を補助します。

◆補助対象者

町内に活動拠点が有り、ボランティア活動またはアダプトプログラム、NPO法人などの非営利活動をしている住民5人以上で構成された団体、グループ。

◆補助対象事業

下の表のいずれかに該当する事業を行う場合で、当該年度内に事業が完了し、かつ、補助金の交付により事業成果を上げることが認められるもの。ただし、同一団体等が下の表の事業を行う場合、各事業は各年度内に一回のみ補助対象となります。

◆補助対象外事業

- ①営利を目的とする事業
- ②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ③政治的活動及び宗教的活動を目的とする事業
- ④国または地方公共団体等から補助を受ける事業

◆実施期間 平成26年3月31日まで…年度内に完了する事業



▲ぬかびら源泉郷バスツアー

■補助対象事業及び事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	事例	補助率	補助対象経費	平成22年度実施事業
①公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動	公園遊具・ベンチ等の整備	10/10以内 限度額 20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費(人件費及び食糧費を除く)	○公園にテーブル・ベンチを設置
②地域活性化支援事業	地域が自ら考え、地域住民が一体となって実践する地域づくり活動	住民を対象としたまちづくりや子育て等の講演会、芸術・文化活動、スポーツ振興、交通安全・防犯・防災の取り組み等	2/3以内 限度額 15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費(人件費及び食糧費を除く)	○高齢者対象のぬかびら源泉郷入浴バスツアー ○各種講演会等～福祉・子育て・温泉入浴指導員養成 ○野球教室
③まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究	まちづくりのための調査・研究等	2/3以内 限度額 15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認めた経費(人件費及び食糧費を除く)	○公園の調査・研究、提案書の作成

■お申込み・お問い合わせ先 企画財政課ひと・まちづくり担当(内線266)平田まで
○事業概要や申請書様式は上士幌町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)に掲載しております。
○申請は、随時受け付けております。支援内容や申請方法など、お気軽にご相談ください。

東日本大震災義援金を募集しています

この度、東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。上士幌町では、被災された方々を支援するため、下記の施設に義援金の募金箱を設置しました。被災地の早期復興を願い、皆様の温かいお気持ちをお寄せ下さい。

【実施期間】 3月16日(水)～9月30日(金)

■募金箱を設置しました。

＝設置場所：上士幌町役場1階町民課／上士幌町図書館／上士幌町商工会館＝
○町で集めた義援金は上士幌町共同募金委員会を通じ、被災地へ送金します。
(訪問による募金はしていませんので義援金詐欺にはご注意ください)

■町内の金融機関からも被災地に対する義援金の送金ができます。(手数料無料)

- 上士幌郵便局 ☎2-2100
- 帯広信用金庫上士幌支店 ☎2-2171
- 十勝信用組合上士幌支店 ☎2-3111
- 上士幌町農業協同組合 ☎2-2131

■日本赤十字社上士幌町分区(窓口：上士幌町役場保健福祉課福祉担当)でも受付します。

○現金での寄付 直接、保健福祉課福祉担当へご持参ください。
○口座での寄付 郵便振替…口座番号：00140-8-507 口座名義人：日本赤十字社東北関東大震災義援金

■北海道共同募金会でも受付します。

○窓 □ 上士幌町共同募金委員会(上士幌町社会福祉協議会)
○口座での募金 郵便振替…口座番号：00170-6-518 口座名義人：中央共同募金会東北関東大震災義援金
※義援金に関する詳しい問い合わせは、上士幌町役場総務課契約・防災担当(内線236)高田まで



お知らせ 掲示板



平成23年度児童扶養手当の取り扱いについて

平成23年4月に「障害年金加算改善法」が施行されたことにより、障害者基礎年金の子加算の範囲が拡大され、児童扶養手当の受給対応が一部見直しされます。

児童扶養手当は、お子さまが障害者基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合において、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

○児童扶養手当と障害年金の子加算の間で…

△受給変更ができる場合とは▽

両親の一方が児童扶養手当法施行令に定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にある場合、配偶者に支給される「児童扶養手当」と「障害年金の子加算」のどちらか多い方に受給変更が可能となります。

△受給変更ができない場合とは▽

母子世帯や父子世帯の方は、「児童扶養手当」と「障害年金の子加算」で受給変更ができません。

※児童扶養手当に関する詳しいお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線143)浅井まで

パークゴルフ場・キャンプ場を開設します

◆4月24日(日)より開設(予定)

◇航空公園パークゴルフ場

◇糠平文化ホール公園

◇たが台公園パークゴルフ場

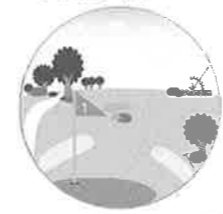
◇交通公園パークゴルフ場

◆5月1日(日)より開設(予定)

◇航空公園キャンプ場

※コースやテントサイトの状況により開設を延期する場合がありますのでご了承願います。

※詳しいお問い合わせは、建設課公園担当(内線154)田中まで



お知らせ掲示板

町の民間賃貸住宅建設助成制度を平成25年度まで延長します。

◆助成対象者 町内に賃貸住宅を建設する町内の個人及び法人の方

◆助成額

○1棟1戸建てで床面積49.5㎡以上(15坪以上)の住宅
33㎡あたり15万円を助成(ただし限度額は30万円)

○1棟2戸建て以上で1戸あたり床面積49.5㎡以上(15坪以上)の住宅
33㎡あたり12万5千円を助成(ただし1戸あたり限度額は20万円)

○1棟1戸建てまたは1棟2戸建て以上で1戸あたり床面積19.8㎡以上49.5㎡未満(6坪以上15坪未満)の住宅
33㎡あたり16万円を助成(ただし1戸あたり限度額は13万円)

◆助成要件

○各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所が設けられていること

○建設後7年間以上賃貸住宅の用に供すること

○町内業者による施工すること

○助成対象者本人及び2親等以内の親族が入居しないこと

※公共下水道計画区域外に建設する場合は、合併処理浄化槽設置費用及び維持管理費用の助成もあります。

※詳しいお問い合わせは、建設課建築担当(内線153)尾形まで

住宅の新築やリフォームの経費を一部助成します。

◆奨励金交付対象住宅及び奨励内容

～すべて町内に住所を有する施工業者の施工のみ対象

～町税を完納している方

新築

～町内に自己の居住の用に供する住宅を新築する方～
(賃貸住宅は対象外)

■要件⇒住居部分の床面積合計が66㎡以上で建築費用が500万円以上の住宅であること。

■奨励内容⇒バルーンスタンプ会発行の商品券50万円分

リフォーム

～町内に自らが所有し居住している家屋をリフォームする方～

■要件⇒住宅の修繕・補修工事(一部増築含む)、建物の内外装の改修工事設備機器の補修及び取替え工事を対象経費として費用が100万円以上(消費税含む)のリフォームを行う住宅であること。(ただし、他の制度により補助などの対象となっている経費を除く)年度内(4月～翌年3月)に工事が完了する住宅であること。

■奨励内容⇒バルーンスタンプ会発行の商品券で、対象経費の10%以内に相当する額面を交付する。(1,000円未満の端数は切り捨て)ただし、限度額は20万円相当とする。

法改修

～介護保険法若しくは障害者自立支援法に規定する住宅改修(法改修)を行う方～

■要件⇒手すりの設置、段差解消など、法と同様の要件で改修を行う住宅であること。

■奨励内容⇒法で規定する支給限度基準額(20万円)を超える経費に対して10万円を限度として、バルーンスタンプ会が発行する商品券を交付する。(1,000円未満の端数は切り捨て)

<制度の有効期限>

平成24年3月31日までの制度はなくなります。ただし、新築の場合に限り、平成24年3月末までに利用の決定を受けた場合は、それ以降に奨励金の交付申請が出来ます。

※詳しいお問い合わせは、企画財政課企画担当(内線265)杉原まで

■政府の「住宅版エコポイント制度」と併用して、本事業の助成を受けることができます。

平成23年度終了!

■奨励金の申請方法

①利用申込書を提出
新築の場合は契約前、リフォーム・法改修の場合は工事着手前に利用申込書を提出して下さい。

②奨励金の交付申請書を提出
(利用決定された方)

③添付書類は以下のとおり。
【新築～転居後1ヶ月以内】

- ア 町内に居住していることが確認できる住民票
- イ 町税納入状況調査承諾書
- ウ 平面図及び積積図
- エ 検査済証の写し
(建築確認が不要な場合を除く)
- オ 工事契約書の写し
- カ 領収書の写し
- キ 登記簿謄本

【リフォーム～工事完了後1ヶ月以内】

- ア リフォームした住宅に転入・転居する場合、確認できる住民票
- イ 町税納入状況調査承諾書
- ウ リフォーム工事前の住宅写真
- エ リフォーム工事後の住宅写真
- オ 工事費用見積書
- カ 領収書又は請求書の写し(請求書場合、後日領収書の写し提出)

【法改修～工事完了後1ヶ月以内】

- ア 町税納入状況調査承諾書
- イ リフォーム工事前の住宅写真
- ウ リフォーム工事後の住宅写真
- エ 工事費用見積書
- オ 領収書又は請求書の写し(請求書場合、後日領収書の写し提出)
- カ 住宅改修費支給申請書及び住宅改修費支給決定通知書の写し

上士幌町 住宅エコポイント事業

住宅エコポイントを「かみしほろバルーンスタンプ協同組合商品券」に交換するとお得です

国が実施する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」(住宅エコポイント事業)に申請し、発行されるポイントを「かみしほろバルーンスタンプ協同組合商品券」に交換すると、町の補助制度により1.5倍の商品券を受け取ることができます。(加算相当分は町が協同組合に補助します)

例) エコポイント100,000ポイント⇒バルーンスタンプ商品券150,000円分(100,000円+加算分50,000円)
※500円未満の端数は切り捨てとなります。

■商品券交換期限 平成26年3月31日まで
ただし、以下の条件を満たす必要があります。

- ①町内に在住しているか、住宅建設後に町内に在住する方
 - ②町内の事業所が施工(新築及びリフォーム)した事業であること
- ※エコポイントをかみしほろバルーンスタンプ協同組合商品券に交換する場合があります。

■申請のながれ = 国への申請書の写しを提出するだけです =

- ①エコ住宅の新築またはエコリフォームの実施
- ②国のエコポイント事業にポイント交換商品をかみしほろバルーンスタンプ協同組合商品券として申請
- ③かみしほろバルーンスタンプ協同組合より、ポイント交換の通知(はがき)が届きます。(申請から2～3ヶ月後)
- ④「通知はがき」と国に申請した際の「申請書の写し」を商工会に持参する
- ⑤町の補助制度により1.5倍の商品券を受取

■国のエコポイント事業の詳細については、住宅エコポイント事務局のホームページをご覧ください。<住宅エコポイント事務局 URL⇒http://jutaku.eco-points.jp/>

※詳しいお問い合わせは、かみしほろバルーンスタンプ協同組合(上士幌町商工会内) ☎2-3314 または、役場商工観光課商工担当(内線248)宮部まで

申請書のコピーを忘れずに保管してください!



お知らせ 掲示板

介護保険福祉用具購入費 受領委任払制度

介護保険制度の福祉用具購入費は、在宅生活のサポートを目的として、利用される方の身体状況に適切な福祉用具を「指定居宅サービス事業者」から購入し、事業者が「費用の全額」を支払った後に町に申請し、利用者負担(1割分)を除く(9割分)を、「本人に支払う」償還払となつていますが、平成23年4月から、利用者のみならずの一次的な費用負担を少なくし利用促進を図ることを目的として、「本人は、利用者負担(1割分)のみを事業者に支払い、必要書類を添えて町に申請することにより(9割分)については、町が事業者に支払う「受領委任払制度」を開始しま

日本赤十字社資集結果 の報告について

平成22年度の日本赤十字社資集は、平成23年3月末現在で68万1411円となり目標額を上回ることができました。みなさんの協力に深く感謝申し上げます。
みなさんからいただいた社資は、日本赤十字本部へ送金され、発展途上国への援助や献血事業、救護要員の育成や援助物資の整備、ニュージーランド地震の際の日本人被災者やご家族のこころのケアを行うため専門チームを派遣するなど、赤十字社の活動に有効に活用されています。
※詳しいお問い合わせは、日本赤十字社上士幌町分区分事務局長(保健福祉課福祉担当(内線143)市川まで

- ◆利用できる方
 - ①介護保険料の滞納がない方
 - ②上士幌町介護保険被保険者で要介護又は要支援の認定を受けている方
 - ③受領委任払いについて事業者の同意が得られる方。
- ◆福祉用具購入を希望される方は、事前に、地域包括支援センター(ふれあいプラザ内)までご相談ください。
※詳しいお問い合わせは、地域包括支援センター(ふれあいプラザ内)介護支援担当(☎215555) 佐藤・塩澤まで

お知らせ掲示板

第62回北海道植樹祭inお びひろの参加者募集

- ◆開催日 5月29日(日)9時~14時
(記念式典 10時~11時)
- ◆開催場所 帯広市 帯広の森
- ◆内容 アトラクション、記念式典、植樹、催事(パネル展等)、協賛行事(地域特産物販売等)
- ◆募集締切 4月25日(月)
- ◆定員 2000名
- ◆※定員になり次第、申し込み終了
- ◆※参加者には、後日、詳細資料送付
- ◆主催 北海道と北海道森林管理局が帯広市と連携して実施
- ◆その他
 - ①無料送迎バスが運行されます。
 - ②自家用車等で参加できます。(会場周辺に専用駐車場があります。)
 - ③参加者全員に参加記念品を配付
- ◆※お申込みや詳しいお問い合わせは農林課林産担当(内線243)有賀まで

全国健康保険協会からの お知らせ

全国健康保険協会北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)より9.60%(原稿9.42%)に変わります。
※詳しいお問い合わせは、全国健康保険協会北海道支部(☎011-726-0352)まで

農林商工等連携促進事業

産地域資源を活用した 新商品などの開発を支援します！！

町民や事業者の団体・グループから事業を公募します

新商品開発のための研究・販路開拓や既存商品の販売促進、付加価値を高める取り組み等に対して助成を行います。

■補助対象者
町内の中小企業者(商工団体を含む)、農林業者(農林団体を含む)、NPO法人、個人等、複数で構成され、構成員が相互に連携・協働して新事業の創出に向けた取り組みを目的とする団体・グループが対象となります。

■事業期間
平成21年度から平成23年度までの3ケ年です。ただし、「(2)事業化推進事業」、「(3)ブランド化推進事業」の継続分については、平成24年度も対象となります。

■公募期間
【一次募集】 4月1日(金)~8月31日(水)
【二次募集】 9月1日(木)~12月29日(木)

■提出書類
○「農林商工等連携促進事業計画承認申請書」
○「農林商工等連携促進事業計画書」

■補助対象事業及び事業内容、補助対象期間、補助率、補助対象経費

事業名	事業内容	補助対象期間	補助率	補助対象経費
①プラン創出事業	新商品、新サービスの開発に係るビジネスプラン創出に向けた調査・研究の取り組み	1年度以内	8/10以内 限度額 30万円	専門家謝金・旅費、旅費(全体の1/2以内)、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、会場借上料、消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(食糧費等の個人消費的経費、常用雇用者の人件費等は対象外)
②事業化推進事業	新商品、新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取り組み	原則的に1年度以内。ただし、2年間の継続可能(申請は毎年度必要)	8/10以内 限度額 100万円	上記「(1)プラン創出事業」の補助対象経費、外注加工費、試験(検査)依頼費、市場調査費、機械装置借上料、委託費(全体の1/2以内)、その他町長が特に必要と認められた経費(食糧費等の個人消費的経費、常用雇用者の人件費等は対象外)
③ブランド化推進事業	既存商品の付加価値を高める調査・研究、販路拡大に向けた一連の取り組み	原則的に1年度以内。ただし、2年間の継続可能(申請は毎年度必要)		

*書類は、商工観光課で用意しています。
(上士幌町のホームページからも入手できます。)
○その他必要な関係書類
※お申込みや詳しいお問い合わせは、商工観光課商工担当(内線248)宮部まで

事業例

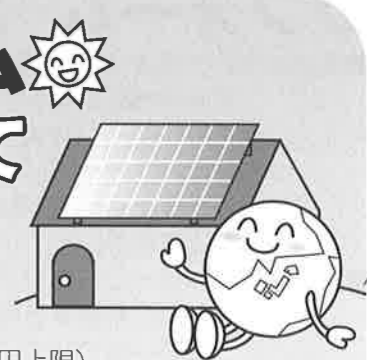
1. かみしほろ和牛を使用した加工品の開発
2. エゾシカを活用した新商品の開発
3. 農業資材等の開発(ながいもネットの開発)
4. 農業体験など課金システムの伴う新たなサービス
5. 既存商品の販路拡大
(韃靼そば、和牛などの商流活性化)
6. 地元産の木材を利用した加工品の開発

住宅太陽光発電システム 設置費用の一部補助について

【募集期間】 平成23年度終了!
4月1日(金)~10月31日(月)必着

- ※申請は随時受け付けます。
- 【補助金額】 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円(25万円上限)
- 【募集件数】 8件 ※申請状況により、募集件数を変更することがあります。
- 【対象者】 ①町内の住宅(新築、既存住宅)に対象システムを新設する方
②対象システムの設置された建売住宅を購入する方
(中古住宅の場合は、対象システムを新設する場に限りです。)
※町内の住宅とは、自己または同居の家族が所有し、かつ居住する住宅をいいます。
※対象システムの設置経費が1kWあたり70万円以下であるものに限りです。

【申請方法】
役場企画財政課窓口にある「上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱」をご確認いただき、「交付申請書」に記入の上、必要な書類を添えて、下記あて先まで持参提出してください。
⇒申請書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。
◇町の補助制度のほか、国の補助制度も、あわせてご利用できます。
国の補助制度については、北海道地域総合振興機構(☎011-205-5011)でご確認ください。
※詳しいお問い合わせは、企画財政課企画担当(内線265)杉原まで



おしらせ 掲示板

検察審査員に選ばれたら ご協力を!

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得できない。このような人のために検察官の行った処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

平成22年度電源立地地域 対策交付金

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して、交付される電源施設の理解促進等を図ることを目的としています。今年度本町は、保育事業、博物館事業の充実を図るために活用しました。

エネルギー一村一炭素おとし事業

町は、道エネルギーフロンティア事業「エネルギー一村一炭素おとし事業」を活用し、ぬかびら源泉郷内の街路・防犯灯54基をLED化しました。それに伴い、ぬかびら源泉郷旅館組合が、環境美化活動を行いました。

北海道警察官採用試験のお知らせ

■試験区分及び受験資格
○A区分 学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した男女(平成24年3月31日卒業見込み者を含む)
※高度専門士の称号を取得または平成24年3月末日までに取得見込みのものを含む。
○B区分 A区分以外の男女(学校教育法による高等学校に在学中の者を除く。)

○年齢はA・B区分ともに昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方。(平成24年4月1日現在で18才以上33歳未満)
■受付期間 4月1日(金)～13日(水)

北海道警察本部採用センターに持参または郵送
■第1次試験 5月8日(日)
※詳しいお問い合わせは、帯広警察署刑事課(☎25-0110)まで

国民年金インフォメーション

■学生納付特例制度について ～安心して学生生活を送るために～

- 学生納付特例とは…学生に限り、本人の所得が一定額以下のときに国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
- 申請すると…申請した年の4月から翌年3月まで保険料の納付が猶予されます。この期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けるための「受給資格期間」として算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例期間は…10年以内に保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。(ただし、猶予を受けた年から3年度以降に納付するときは加算があります。)
- 届出するには…年金手帳/学生証の写しまたは在学証明書/印鑑 が必要です。
- 平成22年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成23年度も同じ学校に在学される方は、本人宛に送られる学生納付特例申請書(ハガキ)に必要事項を記入のうえ返送することで、平成23年度についても学生納付特例申請ができます。
- 手続き先は…住民票のある役場またはお近くの年金事務所で行ってください。
- 申請用紙を日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/index.html>)からプリントアウトし、必要事項を記入のうえ、郵送でも申請することもできます。

平成23年度の国民年金保険料は 1ヵ月 15,020円です。

※詳しいお問い合わせは、町民課戸籍年金担当(内線136)佐藤まで

地域を変えてく新しい力 地域おこし協力隊 活動報告

TITLE:ヒントは自然の中に



記:博物館活動推進員 乙幡康之

みなさん、如何お過ごしでしょうか。地域おこし協力隊として活動し始めて、10ヶ月が経ちます。季節はこれから本格的な春に突入し、色々とおたたくようになります。人も自然も同様に、この季節は私をとて新鮮な気持ちにさせてくれます。

さて、博物館の業務には「調査・研究」、「収集・保存」、「展示・教育」の3つの柱があります。昨年の秋はそのひとつ「調査・研究」で、野外に出る機会が増えました。特に丸山噴泉塔と三条沼に多く足を運びました。町内には貴重な自然や特殊な自然景観があります。こうした自然を目の前にすると「なぜだろう」とか「どうやってできたのだろう」という疑問が湧いてくることがあります。この疑問がとても大切で業務の土台になっています。



▲丸山噴泉塔調査

調査・研究の中で私が最も魅力を感じるのは、自然の仕組みをひとつひとつ紐解いていく作業です。自然現象はとても複雑で、様々

な要因が絡み合って成り立っています。教科書や書籍を読んでも残念ながら、疑問に思ったその答えは載っていないことの方が多いのです。したがって、小さな証拠を見つけてそれを辿りながら、自分で考えなければなりません。答えは誰も教えてくれません。しかし、そのヒントは当然自然の中に隠されています。苦労してその答えが出た時の感動は、他の何にも変えられません。自然は私を大きく成長させてくれます。

その後は、得られた成果を博物館に反映しなければなりません。これは残りの2つの業務の「収集・展示」と「教育普及」にあたります。こうした感動を少しずつ形にして還元することで、皆様と自然とを繋ぐ懸け橋になれば幸いです。また、博物館で展示を見て、自然に今以上に興味や関心を持っていただける博物館にしてゆきたいです。今後も博物館でたくさんの行事を予定していますので、どうぞご参加ください。

火の用心



■春の火災予防運動の実施について

全道一斉に火災予防運動が実施されます。この時期は火災が発生しやすくなっています!! 普段から火の取扱いには気を付けているとは思いますが、この期間はより一層「火の用心」を心がけてください。

○火災予防期間中

- ・運動期間 4月20日(水)～4月30日(土)
- ・強調期間 4月25日(月)～4月30日(土)

※強調期間中、夜8時にサイレンを吹鳴します。

※サイレンを聞いたら火の元の安全を確認しましょう。

■野火火災に注意してください!!

4月から5月にかけて、野火火災が発生しやすい時期になっています。今年は雪が少ない事もあり、空

気が乾燥する時期が長く、雪が解けて枯れ草が現われる時期と丁度重なり、火災が発生しやすくなります。そして、春は低気圧が日本付近を発達しながら通過し、各地に強い風をもたらします。このような条件が重なり、更に火災が拡大しやすくなります。上土幌でも今まで、野焼きをしていたり、枯草を燃やしていた火の粉による火災がありました。みなさんも、十分ご注意ください。

□野火火災予防のポイント

- タバコのポイ捨ては絶対にしない。
- 風の強い日に野焼きなどはしない。
- 子どもの火遊びは絶対にさせない。
- 枯草などがある場所で切断、溶接などの作業はしない。
- 建物の周りに燃えやすいものを置かない。

※詳しいお問い合わせは、予防第1係(内線525)坂田、荒木、小野内まで